

平成 17 年（不）第 1 号トヨタ自動車等事件

フィリピントヨタ不当労働行為事件に関する要請書

2006年 月 日

神奈川県労働委員会
会長小西國友殿

フィリピントヨタのフィリピントヨタ労組に対する団体交渉拒否、それへの抗議に対する 233 名の解雇と 26 名の刑事告訴 - 起訴は、ILO 勧告が示すように同条約第 87 号、第 98 号の労働者の自主的な団結と自主的な交渉を促すという国際労働規範を否定するものです。

現地法に照らしても、フィリピントヨタの団体交渉拒否はすでにフィリピン最高裁判決で断罪されています。しかし、233 名解雇は高裁で有効との判断が出てはいるものの、2001 年以来 4 年半も最高裁でたなざらしされています。それは、この解雇の根拠となっている抗議行動がフィリピントヨタの労働組合を敵視した団交拒否によって引き起こされたものであり、高裁判決が国際労働規範はむろん現地法やフィリピントヨタ就業規則に照らしても著しく妥当性を欠くものであるという正しい内外からの批判のためです。

そして、フィリピントヨタ社はトヨタ自動車の子会社としてトヨタが支配し、上記不当労働行為もトヨタ自動車の指示もしくは承認の下に行われてきたことは明らかです。フィリピントヨタとフィリピン政府が国際条約と現地法に基づく解決についての当事者能力を持たずフィリピン現地ではこの争議を解決することができなくなっている現在、この争議の解決の全責任はトヨタ自動車が負わなければならないことは明らかです。

争議はすでに 7 年目に突入しています。私達は貴労働委員会が速やかに審問を開始し、この問題の真実を解明し、公正な決定を一日も早く出されるよう要請するものです。

記

- 1、フィリピントヨタ事件の審問を直ちに開始して下さい。
- 2、フィリピントヨタ事件について速やかに公正な決定をくだして下さい。

住 所

団体名

印